



～ご存じですか～

寄附金税制が拡充されました

★課税課税②①1123

平成20年度税制改正において寄附金税制が拡充され、平成21年度分以後の個人住民税から次のように変わりましたのでお知らせします。(平成20年1月1日以後に支払った寄附金が対象となります。)

控除対象寄附金の 拡大等について

平成21年度住民税から、個人住民税における寄附金控除の適用下限額が5千円(改正前10万円)に引き上げられ、また、対象限度額は総所得金額等の30%(改正前25%)に引き上げられます。控除方法も所得控除方式から税額控除方式に変更になります。

【対象となる寄附金】

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(控除額については「ふるさと納税」を参照)
 - ② 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金(総務大臣の承認等を受けたもの)
 - ③ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金(総務大臣の承認等を受けたもの)
 - ④ 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域の住民の福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体の条例により指定された寄附金(現在、本庄市の条例で指定した寄附金はありません。)
- ※④のうち、都道府県が条例で指定した寄附金の控除率は4%、市区町村が条例で指定した寄附金の控除率は6%です。また、都道府県・市区町村の両方から条例で指定された寄附金は、それぞれの控除率を合計したものの(10%)となります。

【控除額の計算方法】

(寄附金ー5千円) × 10% (控除率は道府県民税4%、市町村民税6%)

※控除対象になる寄附金額は総所得金額等の30%が限度です。

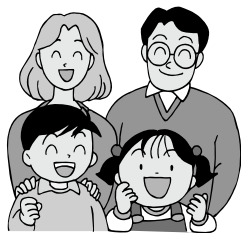
ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)について

地方公共団体に対する寄附金が5千円を超える場合、その超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて控除されます。対象寄附金は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額等の30%が上限となります。

【控除額の計算方法】

- ① (地方公共団体に対する寄附金ー5千円) × 10%
- ② (地方公共団体に対する寄附金ー5千円) × 「90%ー所得税の限界税率(0%ー40%)」

ふるさと納税による住民税の控除金額計算例



事例
 家族：夫婦、子ども2人
 給与収入700万円
 所得税の限界税率10%
 住民税所得割額293,500円
 寄附金40,000円

住民税の税額控除額は①と②の合計額となります。

$$\begin{aligned} \text{①} & (40,000 - 5,000) \times 10\% = 3,500\text{円} \\ \text{②} & (40,000 - 5,000) \times (90\% - 10\%) = 28,000\text{円} \end{aligned}$$

※ただし、②の金額は住民税所得割額293,500円の1割に当たる29,350円を超えることはできません。
 控除額合計 ①+②=31,500円

寄附金控除を受けるためには、住所地を管轄する税務署へ確定申告をするか、所得税が非課税で住民税のみが課税される人は、平成21年1月1日現在の住所地の市区町村役場に寄附金控除の申告をする必要があります。なお、条例指定の寄附金については、平成21年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村が条例により指定していなければ税額控除の適用を受けることができません。また、寄附金控除の申告の際には寄附金受領証明書等が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

市の公用封筒に広告を掲載しませんか

市では地域経済の活性化、市の財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。このたび、市が使用する公用封筒への有料広告を次のとおり募集します。

広告媒体

長形3号の公用封筒（主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用）

募集期間 12月1日(月)～19日(金)（必着）

広告の規格等

- ① 掲載位置 封筒裏面
- ② 募集枠数 5枠
- ③ 枠の大きさ（1枠あたり）
おおむね縦30mm×横85mm

- ④ 刷色 単色（黒）
- ⑤ 広告料 30,000円（1枠あたり）

- ⑥ 印刷枚数 30,000枚

- ⑦ 掲載期間 印刷し、市が使用を終わるまでの期間で2月からおおむね4か月程度

申込方法

次書類を直接または郵送で企画課へ

- ① 有料広告掲載申込書（企画課で配布するもの、または市のホームページからダウンロードしたもの）
- ② 広告の原稿（電子データでの提出も可能）
- ③ 納税証明書（申込者が市外の場合のみ）

郵送先

〒367-8501
本庄市本庄3-5-3
本庄市役所企画課

注意事項

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・応募多数の場合は抽選となります。

※詳しくは、募集要項（企画課および市のホームページで閲覧できます。）をご覧ください。

★企画課 ☎ 251157



裏面に広告が入ります

国民健康保険税は口座振替で納めることができます

10月から国民健康保険税を年金から納めて（天引き）いる人のうち、これまで国民健康保険税について滞納がない人は、口座振替で支払うことができます。口座振替を希望する人は、7月に送付した国民健康保険税納税通知書を持参し、課税課または児玉総合支所内収納課税務係まで申出書を提出してください。（原則として来年4月分の年金支給から天引きが止まります。）



提出期限 12月22日(月)

※なお、期限後も申出書の受付をしますが、年金からの天引きが止まる時期は遅れますのでご注意ください。

金融機関での手続き 市内に本・支店のある金融機関に次のものを持参して手続きをしてください。（10月から国民健康保険税が口座振替から年金天引きに変更になった人は不要です。）

- ① 通帳（口座番号の分かるもの）
- ② 届出印（通帳に使用しているもの）

*お問い合わせは下記へ

★課税課 ☎ 251122

住宅ローン控除説明会を開催します

平成20年中に住宅ローン等を利用してマイホームを取得したときなどは、一定の要件に当てはまれば所得税の税額控除を受けることができます。（一定の要件については、国税庁ホームページ等で確認してください。）

つきましては、控除対象者に対する説明会を次のとおり開催しますので、該当する人は各会場までお越しください。



日時	会場	内容	用意するもの
12月15日(月) 午前の部 午前10時～ 午後の部 午後2時～	本庄市中央公民館	住宅ローン控除の概要、適用要件、控除額の計算、確定申告の方法等の説明	住宅等の取得に係る関係書類（住民票は除く）、電卓、筆記用具
12月16日(火) 午前の部 午前10時～ 午後の部 午後2時～			
12月17日(水) 午前の部 午前10時～ 午後の部 午後2時～	上里町役場 4階		

※事前予約の必要はありません。

※説明会は約2時間の予定です。なお、説明会開始30分前から受付します。

★本庄税務署個人課税部門 ☎ 22114